

- この申告書は、住宅用地の特例を受けていた土地が平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により居住困難区域（原子力発電所の事故に関して原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った避難指示等を行うことの指示の対象区域のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域）内に所在した住宅用地に代わる住宅用地を取得した場合に、その取得後 3 年度分までの固定資産税・都市計画税について、住宅用地の特例の適用を受けようとするためのものです。
- 申告者が平成 23 年度の納税義務者と異なる場合は、納税義務者と申告者との関係、所有権移転年月日及び所有権移転原因を記入してください。
申告書は、代替土地を取得した年の翌年の 1 月 31 日までに仙台市財政局税務部北固定資産税課（青葉区、泉区）又は南固定資産税課（宮城野区、若林区、太白区）に提出してください。

添付資料

- 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において対象区域内住宅用地を所有していた旨を証する書類（対象区域内住宅用地の登記事項証明書）【写し可】
- 対象区域内住宅用地が平成 23 年度の固定資産税の課税において、住宅用地の特例の適用のあったことを証する書類（納税通知書の課税明細の写し、課税台帳の写し、課税台帳の登録事項証明書等）【写し可】
- 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類（新築住宅の建築概要書の写し、又は対象区域内住宅用地の代替土地に住宅を建設する予定であることについての誓約書）【写し可。ただし誓約書は原本のみ】
- 代替土地の面積を証する書類（代替土地の登記事項証明書等）【写し可】
- 申告者が納税義務者と異なる場合には下記の書類も併せて提出してください。
 - ・ 申告者が納税義務者の相続人の場合は、相続人であることを証する書類（戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書等）【写し可】
 - ・ 申告者が納税義務者の三親等内の親族である場合は、三親等内であることを証する書類（戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書等）及び納税義務者と同居する予定であることについての誓約書【写し可。ただし誓約書は原本のみ】
 - ・ 平成 23 年度の対象区域内住宅用地の所有者である法人に合併・分割があった場合、その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書【写し可】

お問合せ先（代替土地の所在）		〒980-8671 仙台市青葉区二日町 1-1	市外局番は 022 です
青葉区に所在する物件	電話	214-8596	北固定資産税課 市役所北庁舎 2F
泉区に所在する物件	電話	214-8597	
宮城野区・若林区に所在する物件	電話	214-8689	南固定資産税課 市役所北庁舎 3F
太白区に所在する物件	電話	214-8690	